



# 宮 崎 県 公 報

平成24年 9 月 3 日 (月曜日) 第 2417 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 保安林の指定予定の通知 (18件) …………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定解除の予定の通知…………… ( “ ” ) 5

### 公 告

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講

- 習の実施…………… (消防保安課) 5
- 保安林の皆伐面積の限度…………… (自然環境課) 6
- 砂利採取業務主任者試験の実施…………… (工業支援課) 6
- 技能検定の実施…………… (労働政策課) 7
- 県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 8
- 基本測量の実施の通知…………… (管理課) 8
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について…………… 8

## 告 示

### 宮崎県告示第 592号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字加江田字ノ輪4240-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字月ノ輪4240-1 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 593号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字上大迫1443-3、1451-9
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字上大迫1451-9 (次の図に示す部分に限る。)、1443-3
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 594号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字外山原5995・5998-5・字外山6142-2・6142-4・6142-6 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 595号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字柿ヶ野5590-10・5591-23・字三反田5630-12・5630-21・字中尾5724-4・5724-11・5726-25・5726-26（以上 8 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 596号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市赤水町 532、548-1、555-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
532・548-1・555-1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 597号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町下鹿川字水口申 388-9 から申 388-11まで、申 407-1、申 407-3、申 407-4、字西畑申 566-16、申 566-22
- 2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字水口申 388-11・申 407-1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 598号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町早中字田ノ本巳1348-14・巳1348-41（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 599号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方字折口5290（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 600号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字三納字上浦田 10786、10786-2、10787

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字上浦田 10787 (次の図に示す部分に限る。)イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 601号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字末永字滝頭2833-乙、2834-2

2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字滝頭2833-乙・2834-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 602号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西諸県郡高原町大字西麓字城ノ下 2943-2、2943-7、2943-9

2 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字城ノ下2943-2・2943-7・2943-9 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 宮崎県告示第 603号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字折立 1777-1・1791 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

、1785

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字折立1777-1・1791 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 604号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字仁田ノ越1839-1、1839-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 605号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字暮利木6936（次の図に示す部分に限る。）、6948-1から6948-3まで、6948-5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字暮利木6948-5（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 606号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字床並 643-1、644-1、644-3、字塩井ノ平 669-1、670-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字床並 643-1・644-1・字塩井ノ平 669-1・670-2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 607号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字成滝 1282-1、1286-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字成滝1282-1・1286-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 608号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 9 月 3 日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字下野字上広木野1075-3・1076-2・1077-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 609号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字丸星道下3713-1（次の図に示す部分に限る。）、3728-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字丸星道下3713-1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮崎県告示第 610号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市高岡町浦之名字相ヶ谷 687-1・712-1・字坂ノ下 930-1・977-1・989-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、字坂ノ下 930-2
- 2 保安林として指定された目的 水源<sup>かん</sup>の涵養
- 3 解除の理由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境

課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

消防法（昭和23年法律第 186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習の対象者
- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日から5年以内の者
- 2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

## 3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成24年10月16日（火） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成24年10月23日（火） 9時30分から17時00分まで	J A・A Z Mホール 大研修室 宮崎市霧島1丁目1番地1
警報設備	平成24年10月10日（水） 9時30分から17時00分まで	都城市高城生涯学習センター 都城市高城町穂満坊105番地
	平成24年10月17日（水） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成24年10月24日（水） 9時30分から17時00分まで	J A・A Z Mホール 大研修室 宮崎市霧島1丁目1番地1
避難設備	平成24年10月18日（木） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1

・消火器	平成24年10月25日(木) 9時30分から17時00分まで	J A・A Z Mホール 大研修室 宮崎市霧島1丁目1 番地1
------	-----------------------------------	--

4 受講申込手続

(1) 受講申請書の受付期間

平成24年9月10日(月)から平成24年9月21日(金)まで(郵送の場合は、9月21日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社内(〒880-0805)

財団法人宮崎県消防設備保守協会

5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

詳細については、財団法人宮崎県消防設備保守協会(電話0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話0985(26)7627)に問い合わせること。

保安林の平成24年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のように定める。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

同一の単位とされる保安林等		皆伐面積の許容限度 (単位：ヘクタール)
単位区域名	保安林の種類	
北川水かん	水源かん養保安林	547.57
北川土流	土砂流出防備保安林	89.49
北川干害	干害防備保安林	1.51
五ヶ瀬川水かん	水源かん養保安林	1,932.32
五ヶ瀬川土流	土砂流出防備保安林	133.52
五ヶ瀬川干害	干害防備保安林	9.46
五ヶ瀬川保健	保健保安林	5.53
五十鈴川水かん	水源かん養保安林	984.89
五十鈴川土流	土砂流出防備保安林	21.44
五十鈴川干害	干害防備保安林	23.37
五十鈴川保健	保健保安林	0.22
耳川水かん	水源かん養保安林	2,040.74
耳川土流	土砂流出防備保安林	102.56
小丸川上流水かん	水源かん養保安林	224.89
小丸川上流土流	土砂流出防備保安林	42.50
一ツ瀬川水かん	水源かん養保安林	2,473.04
一ツ瀬川土流	土砂流出防備保安林	109.33
一ツ瀬川干害	干害防備保安林	4.14
一ツ瀬川保健	保健保安林	3.45
小丸川下流水かん	水源かん養保安林	900.52
小丸川下流土流	土砂流出防備保安林	25.44
小丸川下流干害	干害防備保安林	0.33
小丸川下流保健	保健保安林	0.23

川内川上流水かん	水源かん養保安林	695.92
川内川上流土流	土砂流出防備保安林	59.40
川内川上流防風	防風保安林	0.43
川内川上流干害	干害防備保安林	19.53
大淀川本流水かん	水源かん養保安林	1,311.38
大淀川本流土流	土砂流出防備保安林	156.03
大淀川本流防風	防風保安林	0.66
大淀川本流干害	干害防備保安林	13.66
大淀川本流保健	保健保安林	5.35
本庄川水かん	水源かん養保安林	1,564.25
本庄川土流	土砂流出防備保安林	10.51
本庄川防風	防風保安林	0.11
本庄川干害	干害防備保安林	2.74
本庄川保健	保健保安林	7.34
大淀川中流水かん	水源かん養保安林	871.15
大淀川中流土流	土砂流出防備保安林	59.53
大淀川中流干害	干害防備保安林	0.50
広渡川水かん	水源かん養保安林	628.58
広渡川土流	土砂流出防備保安林	141.02
広渡川干害	干害防備保安林	1.28
広渡川保健	保健保安林	0.23
福島川水かん	水源かん養保安林	212.52
福島川土流	土砂流出防備保安林	2.19
福島川干害	干害防備保安林	4.08

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第15条第1項の規定により、平成24年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

平成24年11月9日(金曜日)午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎市旭1丁目3番6号  
宮崎県庁7号館 745号室

3 受験願書の受付期間

平成24年9月24日(月曜日)から10月12日(金曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで。なお、郵送の場合は、10月12日付けの消印のあるもので有効とする。

4 受験願書の提出先

宮崎市橋通東2丁目10番1号  
宮崎県商工観光労働部工業支援課

5 受験願書の提出方法

郵送又は持参

6 受験手数料

8,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

7 その他

(1) 受験願書は、宮崎県商工観光労働部工業支援課において配布する。

郵送を希望する場合は、返信用封筒(21センチ5ミリ×30センチ以上)に切手を貼り、宛先明記の上請求すること。

なお、県庁ホームページからダウンロードすることもできる。

- (2) 詳細については、宮崎県商工観光労働部工業支援課（電話0985(26)7095）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成24年度技能検定試験（後期）を次のとおり実施する。  
平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 実施職種

### (1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

### (2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、縫製機械整備（縫製機械整備作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業、鉄筋施工図作成作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

### (3) 3級

機械加工（普通施盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）及び機械・プラント製図（機械製図CAD作業）

### (4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

## 2 実施等級等

特級、1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記1のとおりとする。）

## 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

実技試験は、平成24年12月3日（月曜日）から平成25年2月17日（日曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途

通知する。

#### ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 16,500円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,000円

#### エ 問題の公表日

実技試験問題は、平成24年11月22日（木曜日）以後に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、配管、型枠施工及びガラス施工	平成25年1月20日 (日曜日)
特級全職種、さく井、機械加工、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、コンクリート圧送施工、防水施工及び機械・プラント製図	平成25年1月27日 (日曜日)
機械保全、半導体製品製造、空気圧装置組立て、縫製機械整備、和裁、建築大工、かわらぶき、塗装及び樹脂接着剤注入施工	平成25年2月3日 (日曜日)

#### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 3,100円

## 4 受検申請の手続

### (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

### (3) 受付期間

平成24年10月1日（月曜日）から平成24年10月12日（金曜日）まで

### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会で交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内

の消印のあるものに限り、受け付ける。

5 手数料の納付方法

- (1) 実技試験の手数料の額（16,500円、ただし高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,000円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。
- (2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。
- (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。
- (4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

- (1) 実技試験又は学科試験の合格通知  
実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。
- (2) 技能検定合格者の発表  
技能検定合格者の番号は、平成25年3月15日（金曜日）に県庁本館前掲示板に公示する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付  
特級、1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から特級の技能検定の合格者には特級技能士章を、1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）  
電話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3  
電話 0985 (58) 1570

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、染ヶ岡・鬼ヶ久保地区県営土地改良事業（高鍋町、川南町、畑地帯総合整備事業（担い手支援型））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成24年9月3日から平成24年10月2日まで
- 3 縦覧場所  
高鍋町役場産業振興課内、川南町役場農村整備課内
- 4 その他  
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成24年9月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類  
基本測量（土地条件調査）
- 2 作業地域  
宮崎市
- 3 作業期間  
平成24年9月4日から平成25年1月24日まで

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第31号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成24年9月3日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
空港保安警備	2級	平成24年12月5日（水）午前9時30分から午後5時ころまで
	1級	平成24年12月6日（木）午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から9時30分までに済ませること。

- 2 実施場所  
宮崎市清武町今泉丙2559番地1  
宮崎県建設技術センター
- 3 定員  
各15人（鹿児島県公安委員会が受付する受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 4 受検資格
  - (1) 2級  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
  - (2) 1級  
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの  
ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会



規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

#### 5 検定申請手続

##### (1) 受付期間、時間

平成24年10月23日（火）から11月2日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 空港保安警備2級検定合格証明書の写し及び空港保安警備2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（1級検定者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受験資格認定書（1級検定者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、16,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 乗客等の接遇に関すること。

エ 手荷物等検査に関すること。

オ 空港に関すること。

カ 空港保安警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

キ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 乗客等の接遇に関すること。

イ 手荷物等検査に関すること。

ウ 空港保安警備業務の管理に関すること。（1級に限る。）

エ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発

見した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴等を持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--